

## なないろ江津駅前 日中一時支援 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この運営規程は、合同会社演舞企画が開設するなないろ江津駅前（以下「事業所」という。）が行う地域生活支援事業の日中一時支援の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、利用者及び障害児の立場に立った適切な日中一時支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する日中一時支援は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、当該利用者及び障害児の身体・精神の状況及びその他の状況並びにその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、必要な保護を適切かつ効率的に行うものとする。
- 2 日中一時支援の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の地域生活支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
  - 3 日中一時支援の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な日中一時支援の提供ができるよう努めるものとする。
  - 4 事業所は障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、研修の実施等により、従業者の人権意識、利用者及び障害児に関する知識及び技術の向上に努めるものとする。
  - 5 前四項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及びその他関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 なないろ江津駅前
- (2) 所在地 島根県江津市江津町909番地1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 1名（管理者/常勤兼務）本事業の運営及び職員の指導、管理業務。
- (2) 2名（指導員/非常勤専従）利用者、利用児童の見守り及び介護等必要な支援を実施する。

### (利用定員)

第5条 本事業所の利用定員は、障害児童5名、障害者2名とする。

### (日中一時支援を提供する主たる対象者)

第6条 本事業所において日帰り利用を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 障害児（18歳未満の障害児）
- 障害者（18歳以上の障害者）

(日中一時支援の内容)

第7条 本事業所で行う日中一時支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者、家族に対する相談・援助
- (2) 見守り及び必要な介護
- (3) その他日常生活に必要な援助

2 サービス提供時間

学校休業日における8:30~9:30及び15:30~17:30対象者は放課後等デイサービス利用者

平日8:30~17:30は就労継続支援B型もしくは生活介護利用者

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 日中一時支援を提供した際には、支給決定障害者等から当該日中一時支援利用に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 次に定める日中一時支援利用において提供される便宜に要する費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

(1) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

3 第1項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(口頭若しくは必要に応じては文書で通知するものとする)

4 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用に当たって次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者相互の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用すること。
- (3) 事業に要する器具、物品等は適切に使用すること。
- (4) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。

(緊急時等における対応方法)

第10条 現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者及び障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えるため、消火器等必要な機器を設置するほか、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した日中一時支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 本事業所は、提供した日中一時支援に関し、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは日中一時支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は障害児もしくはその家族に関する秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は障害児もしくはその家族に関する秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、就業規則に明記する等従業者との雇用契約の内容とし、周知徹底する。

4 本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社演舞企画と本事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 変更後の規程は、令和3年4月1日から施行する。